

## 登記嘱託書

登記の目的 所有権保存

被代位者

代位者 埼玉県（国土交通省）

代位原因 年 月 日売買による所有権移転登記請求権

嘱託条項 不動産登記法第74条第1項第1号

添付書類

嘱託書の写し（注） 住所証明書 代位原因証書

年 月 日嘱託 さいたま地方法務局 支局（出張所）

嘱託者

印

連絡先の電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示

所 在

地 番

地 目

地 積

（注）オンライン庁（オンラインにより登記申請ができる登記所）にあつては、「嘱託書の写し」は添付しない。